

東京滝川会則（改定後）

（名称）

第1条 本会は、東京滝川会と称する。

（事務局）

第2条 本会は、事務局を北海道滝川市大町1丁目2番15号滝川市役所内に置く。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦、交流、情報の交換を図るとともに、郷土滝川市の繁栄に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、交流に関する事業
- (2) 郷土滝川市の繁栄に寄与する事業
- (3) 会員相互の連携を図り、会員の動静をあきらかにし、会員名簿並びに会誌を発行する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

（会員）

第5条 本会の会員は、東京都又はその周辺に居住する次に掲げる者で構成する。

- (1) 滝川市出身者
- (2) 滝川市在住経験者
- (3) 滝川市就学経験者
- (4) 滝川市にかかわりある者

（入・退会等）

第6条 前条に該当する者で本会に入会しようとする者は、申込み後、会員となる。ただし、初年度は会費納入を免除とし、2年度以降より納入することとする。

2 本会からの退会、及び名簿登録事項の変動は、その旨を本会事務局に届出るものとする。

3 3年間会費未納の場合は、退会とする。

（会費）

第7条 会費は、役員会で決定し、総会の承認を得る。

（役員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理 事 | 30名以内 |
| 監 事 | 2名 |

（役員の選任及び任期）

第9条 役員は、会員の中から総会で選任し、会長が任命する。

- 2 会長及び副会長は、役員会で選任し、総会の承認を得る。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。

5 欠員補充のため、選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、会長の命を受け事業及び事務を執行する。

4 監事は、本会の会計及び理事の職務執行状況を監査し、役員会において発言することができる。

（総会）

第11条 総会は会長が招集する。

2 総会は、年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会は、出席者の過半数をもって次の事項を決定する。

- (1) 会則の改正
- (2) 会費の承認
- (3) 役員の選任
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) その他役員会が付議相当と認めた事項

（役員会）

第12条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、年1回以上開催し、第4条の事業の企画・事業執行上の基本事項を協議、決定する。

（名誉会長等）

第13条 本会に名誉会長、顧問及び幹事をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び幹事は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずるものとし、任期は定めない。

4 幹事は、会長の命を受け、本会の運営に協力し、任期は2年とする。

（会計）

第14条 本会の経費は、毎年納入する会員による会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計処理）

第16条 本会の会計の取扱方法は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成5年9月19日より施行する。

附 則

東京滝川会会則（改定後）

この会則は、平成23年10月29日より施行する。

附 則

この会則は、令和5年7月8日より施行する。